岩手県告示第70号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年2月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年12月4日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社三和水道工事店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢19番地5
 - ウ 代表者の氏名 新井田文夫
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第4651号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年11月13日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1 項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年10月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社山崎工業
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字川向95番地9
 - ウ 代表者の氏名 山崎明満
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第8227号
 - (3) 処分の内容 左官工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年10月17日付けで左官工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成25年1月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 喜多建設
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字蒲田320番地1
 - ウ 代表者の氏名 村上節雄
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-20) 第90076号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業 及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年12月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。